

猶予の申請の手引き

日本年金機構

厚生年金保険料等の猶予制度のあらまし

保険料等の納期限までにその納付がなく、督促状に記載のある指定期限を過ぎても納付がない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、個々の実情により保険料等を一時に納付することが困難な理由がある場合には、年金事務所に申請することにより、財産の換価（売却）や差押えなどが猶予される制度があります。

1 換価の猶予

保険料等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

2 納付の猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって保険料等を一時に納付することができないと認められる場合や、届出が遅延したことにより遡及した月分に係る保険料等の納付義務が発生し、本来の法定納期限から1年以上経過した月分に係る保険料等を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて納付が猶予される制度です。

猶予の効果

⇒ 換価の猶予が認められると…

- ① 既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある財産については、差押えが猶予（又は既にした差押えが解除）される場合があります。
- ③ 換価の猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。

⇒ 納付の猶予が認められると…

- ① 新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。
- ② 既に差押えを受けている財産がある場合には、年金事務所に申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- ③ 納付の猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

手続きの流れ

猶予を受けるための要件の確認

① 換価の猶予（⇒3ページ）

保険料等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、保険料等の納付に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする保険料等の納期限から6か月以内の申請により換価の猶予を受けることができます。

② 納付の猶予（⇒24ページ）

災害、病気、事業の休廃業などによって、保険料等を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により納付の猶予を受けることができます。

また、届出が遅延したことにより遡及した月分に係る保険料等の納付義務が発生し、本来の法定納期限から1年以上経過した月分に係る保険料等を一時に納付することができないと認められる場合は、その保険料等の納期限までに申請することにより、納付の猶予を受けることができます。

申請書等の作成・提出（換価の猶予の申請の場合⇒4ページ、納付の猶予の申請の場合⇒25ページ）

「換価の猶予申請書」又は「納付の猶予申請書」に、必要な書類を添付して、管轄の年金事務所に提出します。

- 「換価の猶予申請書」の書き方 …………… 7ページ
- 「納付の猶予申請書」の書き方 …………… 27ページ
- 「財産収支状況書」の書き方 …………… 10ページ
- 「財産目録」の書き方 …………… 14ページ
- 「収支の明細書」の書き方 …………… 18ページ

提出された申請書等の審査（⇒4ページ）

年金事務所では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の許可・不許可や、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく場合があります。

猶予が許可された場合（⇒5ページ）

猶予が許可された場合は、年金事務所から「猶予許可通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

不許可となる場合（⇒5ページ）

一定の場合には、猶予が許可されないことがあります。この場合には、年金事務所から「猶予不許可通知書」が送付されます。

完納

保険料等の元本が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。

猶予の取消し等（⇒6ページ）

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

I 換価の猶予

1 申請ができる場合

次の①から⑥に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- ① 納付すべき保険料等を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること（※1）
- ② 保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められること（※2）
- ③ 納付すべき保険料等の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が管轄の年金事務所に提出されていること
- ④ 納付すべき保険料等について、納付の猶予の適用を受けていないこと
- ⑤ 換価の猶予を受けようとする保険料等以外の保険料等の滞納がないこと
- ⑥ 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3、4）

※1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業の不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお保険料等を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、保険料等を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

※2 「納付について誠実な意思を有すると認められる」とは、納付義務者がその保険料等を優先的に納付する意思を有していると年金事務局長が認めることができることをいいます。

※3 担保として提供することができる財産は、主に次に掲げるものです。

- ① 国債や年金事務局長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ② 土地、建物
- ③ 年金事務局長が確実と認める保証人の保証

※4 次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

なお、猶予の申請に当たって、③に該当する事情を申請書に記載された場合には、年金事務所の職員が確認のためご連絡することがあります。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（国税通則法により担保として提供することができることとされている種類の財産（⇒9ページ）がないなど）がある場合

2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年（※）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて最も早く保険料等を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた保険料等は、原則として猶予期間中に各月に分割して納付する必要があります。

※ 換価の猶予が許可された後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に年金事務所に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

(1) 換価の猶予を申請する場合は、次の書類を管轄の年金事務所に提出してください。

猶予を受けようとする金額（*）が <u>100万円以下</u> の場合	猶予を受けようとする金額（*）が <u>100万円を超える</u> 場合
<ul style="list-style-type: none">○ 「換価の猶予申請書」 (書き方は、7～9ページ)○ 「財産収支状況書」 (書き方は、10～13ページ)	<ul style="list-style-type: none">○ 「換価の猶予申請書」 (書き方は、7～9ページ)○ 「財産目録」 (書き方は、14～17ページ)○ 「収支の明細書」 (書き方は、18～23ページ)○ 担保の提供に関する書類 ※ 担保の提供する必要がない、又はすることができない場合（⇒3ページの※4）には、提出は不要です。

* 未確定の延滞金は含みません。

※ 「財産収支状況書」、「財産目録」及び「収支の明細書」の提出の際は、その根拠となる資料を提出してください。

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは管轄の年金事務所（徴収担当）にお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合（⇒3ページの※4）には、提出は不要です。

4 提出された申請書等の審査

年金事務所では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、年金事務所から補正通知書が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正後の申請書等の提出がないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

年金事務所の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について、質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

※ 換価の猶予の申請があった場合、又は換価の猶予が許可された場合であっても、その猶予を受けようとする保険料等について督促状がまだ送付されていないときは、督促状が送付されますのでご了承ください。

5 猶予が許可された場合

換価の猶予が許可された場合には、「換価の猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている保険料等を納付していただく必要があります。

なお、年金事務所での審査の結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。

上記①、②及び③に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

6 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件（⇒3 ページの1の①～⑥）に該当しないとき
- ② 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるときなど、繰上徴収の事由（※1）に該当する事実（厚生年金保険法第85条、健康保険法第172条、船員保険法第131条並びに子ども・子育て支援法第71条第1項）が発生したとき
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために年金事務所の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を妨げたとき（※2）
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（※3）

※1 「繰上徴収の事由」とは、①滞納処分、強制執行、又は破産手続開始の決定を受け、若しくは企業担保の実行手続き又は競売の開始があった場合、②法人である納付義務者が解散した場合、③事業所が廃止された場合、④船舶所有者の変更、又は船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至った場合などが該当します。

※2 「帳簿書類等の検査を妨げたとき」とは、具体的には、猶予の要件を調査するための日程の調整や帳簿書類の提示の求めに対して理由もなく応じない場合、年金事務所の職員からの連絡等に対して何ら応答しない場合などが該当します。

※3 具体的には、申請者が破産手続開始の申立ての準備中であるにもかかわらず、猶予の申請がされたときや、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の保険料等について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（⇒24 ページの1の①イ～ホ）が生じたことにより納付の猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

納付の手続について

現金に納付書を添えて、金融機関（日本銀行歳入代理店）等の窓口で納付してください。

※ 納付書をお持ちでない方は、再発行しますので管轄の年金事務所までお問い合わせください。

7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「6 不許可となる場合」(⇒5ページ)の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている保険料等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ② 猶予を受けている保険料等を「換価の猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおりになしなさいとき(※)
- ③ 年金事務所長が行った担保の変更等の命令に応じないとき
- ④ 猶予を受けている保険料等以外に新たに納付すべきこととなった保険料等が滞納となったとき(※)
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

※ 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実(猶予を受けている者の責めに帰すことができない事実に限ります。)が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。

やむを得ない理由がある場合には、管轄の年金事務所(徴収担当)へご相談ください。

「換価の猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が **100万円以下** の場合には、「財産収支状況書」(⇒10ページ)を「換価の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が **100万円を超える** 場合には、「財産収支状況書」に代えて、「財産目録」(⇒14ページ)及び「収支の明細書」(⇒18、19ページ)を添付して提出する必要があります。

管轄の年金事務所名を記載してください。

申請書を提出する日を記載してください。

事業所の記号番号、郵便番号、住所(又は所在地)、電話番号及び氏名(又は名称)を記入してください。

換価の猶予の申請をするときに、未納となっている保険料等をすべて記入します。
延滞金については、保険料等の全額を納付していないときは、「要す」と記載します。

「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。
※「猶予期間の開始日」とは、この申請書を提出する日です。
納付すべき保険料等の納期限よりも前にこの申請書を提出する場合は、「納付すべき保険料等」欄の最も最近の納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。
例) 左記の例で令和2年6月28日に申請書を提出する場合は、令和2年7月1日と記載します。

「財産収支状況書」(⇒10ページ)の「4分割納付計画」欄から転記します。
※猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「収支の明細書」(⇒19ページ)の「7分割納付年月及び納付金額」欄から転記します。

換価の猶予申請書									
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 收受印 </div> 高井戸 年金事務所長 殿		令和 2 年 7 月 10 日							
<small>厚生年金保険法第89条、健康保険法第183条及び子ども・子育て支援法第77条第1項(※1)(以下「厚年法第89条等」といいます。)で準用する国税徴収法第151条の第2第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。</small>									
申請者	事業所の記号番号		01-アイウ 12345						
	住所(所在地)		〒×××-××××× 東京都杉並区高井戸西〇-〇-〇						
	氏名(名称)		年金建設株式会社 代表取締役 年金太郎						
	電話番号		〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇						
納付すべき保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金(※2)	延滞金	滞納処分費	備考
	2	02.03	2.4.30	124,000	185,000	1,000	要す		
	2	02.04	2.6.1	124,000	185,000	1,000	要す		
	2	02.05	2.6.30	124,000	185,000	1,000	要す		
納付すべき保険料等のうち、換価の猶予を受けようとする金額						830,000 円		要す	
換価の猶予を受けようとする期間		令和 2 年 7 月 10 日 から 令和 2 年 12 月 31 日 まで 6月間							
一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細		A建築側からの下請けで住宅の建設を行っているが、売上金の支払条件の変更(30日→120日サイト)により資金繰りが悪化し、仕入れ先であるB建材側への支払も遅れている。A建築側からの入金をすべて保険料等に充てた場合、B建材側への支払ができず、資材の仕入ができなくなると事業の継続が困難となる。							
担保		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		担保財産の詳細 又は 提供できない特別の事情					
納付計画	年月日	金額		年月日	金額		年月日	金額	
	2.7.31	150,000 円		2.11.30	190,000 円			円	
	2.8.31	110,000 円		2.12.31	80,000+延滞金 円			円	
	2.9.30	150,000 円			円			円	
	2.10.31	150,000 円			円			円	

※1 平成27年3月以前の月分の拠出金については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第36条による改正前の児童手当法第22条第1項。
 ※2 平成27年3月以前の月分の拠出金については、児童手当拠出金。

※年金事務所記入欄

整理簿登記年月日	令和 年 月 日
通知書発出年月日	令和 年 月 日

添付する書類欄

<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
<input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類
<input type="checkbox"/> その他 ()	

1 「納付すべき保険料等のうち、換価の猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき保険料等」の合計額から「財産収支状況書」(⇒10ページ)の「2 現在納付可能金額」欄の「現在納付可能金額」を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、「財産目録」(⇒14ページ)の「3 現在納付可能金額」欄で「③現在納付可能金額(①-②)」を差し引いた金額を記載します。

2 「一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄

保険料等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載します。

【記載例】

個人事業で運送業を営んでいるが、取引先の1つであるC物流㈱が倒産し、売掛金が回収不能となった。C物流㈱との取引は、売上の約25%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化した。このため、事業に係る経費や生活費を節約したが、燃料費等の事業資金を捻出するので精一杯の状況にある。

今月の入金額を全て保険料等に充てた場合には、事業資金の支払だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となる。

3 「担保」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「□有」に、担保を提供する必要がない場合には「□無」にチェック(✓)を付けます。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「□無」にチェック(✓)を付けます。

- ① 猶予を受ける金額(未確定の延滞金を含みます。)が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情(国税通則法により担保として提供することができることとされている種類の財産(⇒9ページ)がないなど)がある場合

「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

担保として提供することが可能な財産の種類、数量、価額及び所在を記載します。

※ 上記①又は②に該当する場合には、この欄の記載は不要です。

上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。

【記載例】

(不動産を担保として提供する場合)

担 保	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細 又は 提供できない特別の事情	種別:土地、地目:宅地、地積:120㎡ 所有者:〇〇 〇〇 所在地:〇〇市△△町×-×-×
-----	---	---------------------------	---

(保証人の保証を担保として提供する場合)

担 保	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細 又は 提供できない特別の事情	保証人の氏名:〇〇 〇〇 保証人の住所:〇〇市△△町×-×-×
-----	---	---------------------------	------------------------------------

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細 又は 提供できない特別の事情	担保として提供できる財産を所有していないため。
-----	---	---------------------------	-------------------------

担保として提供できる財産の種類

担保として提供できる財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価格変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 社債その他有価証券で年金事務所長が確実に認めるもの
- 3 土地
- 4 建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に付したものの
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通財団及び観光施設財団
- 6 年金事務所長が確実に認める保証人の保証

「財産収支状況書」の書き方

「財産収支状況書」は、猶予を受けようとする金額が **100万円以下** の場合に、「換価の猶予申請書」又は「納付の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

ここでは、7ページの記載例の「換価の猶予申請書」に添付して提出する「財産収支状況書」の記載例を基に書き方を説明します。

申請書を提出する日を記載してください。

収受印		財産収支状況書				令和 2 年 7 月 10 日
1. 住所・氏名等						
住所 (所在地)	東京都杉並区〇〇町×-×-×			氏名 (名称)	年金建設 株式会社 代表取締役 年金太郎	
2. 現在納付可能金額						
現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情		
現金		50,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()		
〇〇銀行〇〇支店	普通	70,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()		
△△信用金庫△△支店	普通	120,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()		
株式会社〇〇 上場株式100株	定期	100,000 円	100,000 円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 ()		
現在納付可能金額			100,000 円			
3. 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)						
区分	見込金額		4. 分割納付計画			
収入	売上、給与、報酬	1,900,000 円	7 月	150,000 円		
	その他 ()	円	8 月	110,000 円	自動車税の納付(40,000円)のため。	
		円	9 月	150,000 円		
	①収入合計	1,900,000 円	10 月	150,000 円		
支出	仕入	760,000 円	11 月	190,000 円	貸付金の回収による入金(40,000円)ため。	
	給与、役員報酬	420,000 円	12 月	80,000円+延滞金		
	社会保険料等	310,000 円	月	円		
	家賃等	70,000 円	月	円		
	諸経費	100,000 円	月	円		
	借入返済	90,000 円	月	円		
		円	月	円		
	生活費(扶養親族 人)	円	月	円		
	②支出合計	1,750,000 円	【備考】			
	③納付可能基準額 (① - ②)	150,000 円				
5. 財産等の状況						
(1) 売掛金・貸付金等の状況						
売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法		
A建築 株式会社 〇〇市〇〇町×-×-×	700,000 円	令和 2・8・25	売掛金	約束手形		
有限会社 〇〇工務店 〇〇市〇〇町×-×-×	200,000 円	令和 2・9・15	売掛金	振込み		
株式会社 △△ホーム 〇〇市〇〇町×-×-×	40,000 円	令和 2・10・31	貸付金	現金		
(2) その他の財産の状況						
不動産等	資材置き場用土地(〇〇市〇〇町×-×-×)	国債・株式等	××株式会社(関連会社) 未上場株式10株			
車両等	業務車両1台(ハイエース 〇〇330あ〇〇〇〇(ローン有))	その他(保険等)	〇〇生命保険			
(3) 借入金・買掛金の状況						
借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等	
〇〇銀行〇〇支店	1,200,000 円	20,000 円	令和 30 年 3 月	可・ <input checked="" type="checkbox"/>		
△△銀行△△支店	1,000,000 円	70,000 円	令和 37 年 1 月	可・ <input checked="" type="checkbox"/>	資材置き場用土地(〇〇市〇〇町×-×-×)	

この金額は直ちに納付できる金額です。

「換価の猶予申請書」(⇒7ページ)の「納付計画」欄に転記します。

「③納付可能基準額(①-②)」に記載した金額を転記します。ただし、臨時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載します。

(注) 各欄に記載しきれない場合には、適宜の別紙に記載して提出してください。

1 「2. 現在納付可能金額」欄

この欄では、申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を計算します。

① 現金及び預貯金等	② 預貯金等の種類	③ 預貯金等の額	④ 納付可能金額	⑤ 納付に充てられない事情
現金		50,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 {
〇〇銀行 △△支店	普通	70,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 {
××信用金庫 △△支店	当座	120,000 円	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 {
株式会社〇〇 上場株式100株		100,000 円	100,000 円	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他 {
① 現在納付可能金額			⑥ 100,000 円	

- ① 「現金及び預貯金等」欄には、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式などの売却が容易な財産の名称・数量を記載します。
- ② 「預貯金等の種類」欄には、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄等の種類を記載します。
- ③ 「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手持ち現金の金額及び預貯金等の金額を記載します。
- ④ 「納付可能金額」欄には、納付することができる金額を記載します。
- ⑤ 「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうち、納付できない事情がある場合には、当てはまる事情にチェック（✓）を付けます。

- ・「 運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね1か月以内に支出（※）する、事業に係る経費（下記 ② ①）に充てる必要があるときにチェックを付けます。
- ・「 生活費」には、納付義務者が個人である場合で、申請書を提出する日からおおむね1か月以内に支出（※）する生活費（下記 ② ロ②）に充てる必要があるときにチェックを付けます。
- ・「 その他」にチェックを付けた場合には、その事情を〔 〕内に具体的に記載します。

※ 申請書を提出する日から1月以内において、最も資金の手当てが必要になる日までの支出として差し支えありません。

- ⑥ 「現在納付可能金額」欄には、「納付可能金額」欄の合計額を記載します。
「現在納付可能金額」は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

なお、納付がない場合は、猶予が不許可となることがありますので、ご注意ください。

納付の手続については、5ページをご覧ください。

2 「3. 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

この欄で計算した「③納付可能基準額（①－②）」を基に「4. 分割納付計画」欄を記載します。

イ「収入」欄

売上収入その他経常的な収入を全て税込金額で記載します。

（納付義務者が個人の場合には、給与収入や報酬も含めて記載します。）

ロ「支出」欄

① 事業に係る経費

仕入、給与・役員給与（人件費）、社会保険料等、家賃等、諸経費、借入返済その他支出の内容を記載します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出。
- ・ 不要不急の債務（期限の定めのないものなど）の弁済に係る支出。
- ・ 事業の拡張などのための支出。ただし、その事業の拡張などにより、分割納付を増額することが可能であるといった場合に限り、最小限度の支出は認められます。
- ・ 役員給与、交際費、寄附金、その他の経費に係る支出のうち事業に必要な範囲を超える支出。
- ・ 利益配当のための支出。ただし、同族会社以外の会社で、やむを得ないと認められる特別の事情がある場合には、同種同規模の会社と同程度の配当が認められることがあります。

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

② 生活費（納付義務者が個人の場合のみ）

納付義務者及び納付義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、①納付義務者本人を100,000円、②生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、③手取り額（収入金額から源泉所得税、地方税等を差し引いた金額）から①及び②を差し引いた金額の百分の二十に相当する金額の合計額（以下「生活費基準額」といいます。）を基本として、次のように計算します。

また、生活費基準額の計算式や生活費基準額への加算又は減額の理由を「備考」欄に記載します。

【例】給与収入（手取り）：35万円、4人家族の場合（納付義務者本人、妻、子2人）

納付義務者は、妻及び子2人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月5万円程度ある。また、納付義務者は、病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。

$$\begin{array}{l} 100,000 \text{円} \textcircled{1} + (45,000 \text{円} \times 3 \text{人}) \textcircled{2} = 235,000 \text{円 (A)} \\ \text{(納付義務者本人の生活費)} \quad \text{(納付義務者と生計を一にする親族の生活費)} \\ 235,000 \text{円 (A)} + \left\{ (350,000 \text{円} - 235,000 \text{円 (A)}) \times 20 / 100 \right\} \textcircled{3} = 258,000 \text{円} \\ \text{(手取り)} \quad \text{(生活費基準額)} \\ 258,000 \text{円} + 15,000 \text{円} - 50,000 \text{円} = \underline{223,000 \text{円}} \\ \text{(生活費基準額)} \quad \text{(医療費：※1)} \quad \text{(妻の給与収入：※2)} \quad \text{(生活費)} \end{array}$$

(※1) 納付義務者及び納付義務者と生計を一にする配偶者その他親族の年齢・所有資産・収支の状況・職業・健康状態等の個別事情を考慮して、生活の維持のために必要不可欠な支出として、生活費基準額を超える支出がある場合は、その支出額を生活費基準額に加算します。

(※2) 納付義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に、生活費を負担している人がいる場合には、その人が負担すべき金額を生活費基準額から減算します。

3 「4. 分割納付計画」欄

この欄には、「3. 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」を基に具体的な納付計画を記載します。この欄に記載した納付計画は、申請書の「納付計画」（7ページ）

欄に転記します。

イ「月」欄

猶予期間中の全ての月を記載します。

ロ「分割納付金額」欄

猶予期間中の各月における納付金額は、「3.今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の「③納付可能基準額(①-②)」に記載した金額とします。ただし、臨時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載します。

なお、最終月の「分割納付金額」欄には、「〇〇円(保険料等の残額) + 延滞金」と記載します。

ハ「備考」欄

「分割納付金額」欄の金額を納付可能基準額よりも増額又は減額した金額としている月について、その増額又は減額した理由を記載します。

【記載例】

(臨時的な収入)

- ・不動産の売却による収入(〇〇円)のため。
- ・借入金による入金(〇〇円)のため。
- ・貸付金の回収による入金(〇〇円)のため。

(臨時的な支出)

- ・製造用機械の買替えによる支出(〇〇円)のため。
- ・家屋の修繕費(〇〇円)の支出ため。
- ・〇〇税の納付(〇〇円)のため。

4

「5. 財産等の状況」欄

イ「(1) 売掛金・貸付金等の状況」欄

取引先の名称・住所、金額、回収予定日、種類(売掛金・貸付金等)及び回収方法(現金・振込み・手形・小切手等)を記載します。

ロ「(2) その他の財産の状況」欄

不動産、国債・株式等の有価証券及び自動車など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載します。

なお、速やかに売却して納付に充てることのできるものとして、**1**「2. 現在納付可能金額」欄に記載した財産については、この欄に記載する必要はありません。

ハ「(3) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了(支払)年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。

①「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。

②「返済終了(支払)年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。

③「追加借入の可否」欄には、借入れの枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。

④「担保提供財産等」欄には、借入れ等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記載します。

「財産目録」の書き方

「財産目録」は、猶予を受けようとする金額が **100万円を超える** 場合に「換価の猶予申請書」又は「納付の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

申請書を提出する日を記載してください。

収受印		財 産 目 録				令和 2 年 8 月 14 日
1.住所・氏名等						
住所 (所在地)	東京都杉並区〇〇町×-×-×		氏名 (名称)	年金電子工業 株式会社 代表取締役 年金太郎		
2.財産の状況						
(1) 預貯金等の状況						
1	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
	手持ち現金	現金	400,000 円	B信用金庫△△支店	当座	150,000 円
	A銀行〇〇支店	普通	100,000 円			円
	A銀行〇〇支店	当座	350,000 円			円
預 貯 金 等 合 計 (A)						1,000,000 円
(2) 売掛金・貸付金等の状況						
2	売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所		種 類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
	A機器株式会社	〇〇市〇〇町×-×-×	売掛金	令和 2・9・10	約束手形	1,800,000 円
	株式会社B電子工業所	〇〇市〇〇町×-×-×	売掛金	令和 2・9・15	振込	1,200,000 円
	C精密機器工業	〇〇市〇〇町×-×-×	売掛金	令和 2・9・30	振込	1,500,000 円
	Dエレクトロン株式会社	〇〇市〇〇町×-×-×	貸付金	令和 2・12・20	現金	200,000 円
(3) その他の財産の状況						
3	財 産 の 種 類			担保等	直ちに納付に 充てられる金額	
	国債・株式等	株式会社 〇〇 上場株式200株		<input type="checkbox"/>	200,000 円	
	不動産等	土地・建物(〇〇市△△町×-×-×)		<input checked="" type="checkbox"/>	0 円	
	車両	業務用車両2台(〇〇330ま××××、△△400あ××××)		<input type="checkbox"/>	0 円	
	その他財産 (敷金、保証金、積立金、保険等)	営業所敷金(1,000,000円)、△△生命保険		<input type="checkbox"/>	0 円	
合 計 (B)						200,000 円
(4) 借入金・買掛金の状況						
4	借入金等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
	A銀行〇〇支店	15,000,000 円	350,000 円	令和 35 年 5 月	可・ <input checked="" type="checkbox"/>	
	B信用金庫△△支店	900,000 円	50,000 円	令和 36 年 5 月	可・ <input checked="" type="checkbox"/>	
		円		令和 年 月	可・否	
3.現在納付可能金額						
5	①当座資金額((A)+(B))		②当面の必要資金額((C))		③現在納付可能金額(①-②)	
	1,200,000 円		1,000,000 円		200,000 円	
「②当面の必要資金額」の内容						
	項 目	金 額	内 容			
支出 見込	事業支出	5,000,000 円	仕入代金1,500,000円+給与1,500,000円+役員報酬300,000円+工場修繕費1,200,000円 +借入金返済400,000円、諸経費100,000円+社会保険料500,000円			
	生活費 (個人の場合のみ)	円	【扶養親族 人】			
収入見込		5,000,000 円	事業収入(取引先3社からの売掛金) A機器㈱、㈱B電子工業所、C精密機器工業			
(支出見込)-(収入見込)(C)		1,000,000 円	マイナスになった場合は0円			

この金額は直ちに充てることができる金額です。

「②当面の必要資金額((C))」欄に転記します。

(注) 各欄に記載しきれない場合には、適宜の別紙に記載して提出してください。

「2 財産の状況」欄

この欄には、申請書を提出する日現在における財産の状況を記載します。

1 「(1) 預貯金等の状況」欄

(1) 預貯金等の状況

	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
①	手持ち現金	現金	400,000 円	B信用金庫△△支店	当座	150,000 円
	A銀行○○支店	普通	100,000 円			円
②	A銀行○○支店	当座	350,000 円			円
預貯金等合計 (A)						1,000,000 円

- ① 申請書を提出する日現在の、自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額を記載します。
- ② 預貯金等については、金融機関等の名称及び支店名、預貯金等の種類の別（普通・定期・当座・貯蓄など）及びその金額を記載します。
- ③ 手持ち現金及び預貯金等の額の合計を「預貯金等合計 (A)」欄に記載します。

※ 預貯金等のうち、借入の担保になっているものについては、「(3) その他の財産の状況」欄の「その他財産」欄に記載します。

2 「(2) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について売掛先等の名称、住所、種類（売掛金・貸付金・未収金等）、回収予定日（手形の場合は支払期日）、回収方法（現金・振込み・手形・小切手等）、金額をそれぞれの欄に記載します。

3 「(3) その他の財産の状況」欄

(3) その他の財産の状況

① 財産の種類		② 担保等	③ 直ちに納付に充てられる金額
国債・株式等	株式会社○○ 上場株式200株	<input type="checkbox"/>	200,000 円
不動産等	工場の土地・建物(○○市△△町×-×-×)	<input checked="" type="checkbox"/>	0 円
車両	業務用車両2台(○○330ま××××、△△400あ××××)	<input type="checkbox"/>	0 円
その他財産 (敷金、保証金、積立金、保険等)	営業所敷金(1,000,000円)、△△生命保険	<input type="checkbox"/>	0 円
合計 (B)			200,000 円

- ① 国債・株式等の有価証券、不動産等、車両など所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記載します。
また、「その他財産」欄には、敷金、保証金、積立金、保険等のほか、預貯金等のうち、借入の担保になっているものを記載します。
- ② 「担保等」欄には、記載した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェック (✓) を付けます。
- ③ 「直ちに納付に充てられる金額」欄には、記載した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付できる財産の金額を記載し、その合計金額を「合計 (B)」欄に記載します。

4

「(4) 借入金・買掛金の状況」欄

(⇒ 1 3 ページ「5.財産等の状況」欄の「(3) 借入金・買掛金の状況」欄をご覧ください。)

5

「3. 現在納付可能金額」欄

イ「①当座資金額 ((A) + (B))」欄

次の金額の合計額を記載します。

(イ) **1** 「(1) 預貯金等の状況」欄の「預貯金等の合計 (A)」欄の金額

(ロ) **2** 「(3) その他の財産の状況」欄の「合計 (B)」欄の金額

ロ「②当面の必要資金額 ((C))」欄

次の「②当面の必要資金額」の内容欄において計算した金額を記載します。

「②当面の必要資金額」の内容

項目		金額	内容
支出見込	事業支出	5,500,000 円	仕入代金1,500,000円＋給与1,500,000円＋役員報酬300,000円＋工場修繕費1,200,000円＋借入金返済400,000円、諸経費100,000円＋社会保険料500,000円
	生活費 (個人の場合のみ)	円	【扶養親族 人】
収入見込		4,500,000 円	事業収入(取引先3社からの売掛金) A機器㈱、㈱B電子工業所、C精密機器工業
(支出見込)－(収入見込) (C)		1,000,000 円	マイナスになった場合は0円

(イ)「事業支出」欄

申請書を提出する日からおおむね1か月以内に支出(※)する事業の継続のために必要不可欠な金額及びその主な内容を記載します。

なお、1か月を超える期間における支出であっても、そのために資金手当てをしておかなければその事業を継続することができなくなるような支出については、必要最小限度の範囲内でこの金額に含めることができます。(⇒ 1 1 ページの「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄のロ「支出」欄の「①事業に係る経費」をご覧ください。)

※ 申請書を提出する日から1月以内において、最も資金の手当てが必要になる日までの支出として差し支えありません。

(ロ)「生活費」欄(納付義務者が個人の場合のみ)

申請書を提出する日からおおむね1か月以内に支出(※)する納付義務者及び納付義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、①納付義務者本人を100,000円、②生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、③手取り額(収入金額から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を差し引いた金額)から①及び②を差し引いた金額の百分の二十に相当する金額の合計額(以下「生活費基準額」といいます。)を基本として、次のように計算します。

また、生活費基準額の計算式や生活費基準額への加算又は減額の理由を「内容」欄に記載します。ただし、生活費基準額を超える場合で、家計簿等により具体的な支出額を把握している方は、生活の維持のため必要不可欠な支出額を「内容」欄すべてに記載します。

※ 申請書を提出する日から1月以内において、最も資金の手当てが必要になる日までの支出として差し支えありません。

【例】給与収入（手取り）：35万円、4人家族の場合（納付義務者本人、妻、子2人）

納付義務者は、妻及び子2人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月5万円程度ある。
また、納付義務者は、病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。

$$100,000 \text{ 円} \textcircled{1} + (45,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) \textcircled{2} = 235,000 \text{ 円 (A)}$$

(納付義務者本人の生活費) (納付義務者と生計を一にする親族の生活費)

$$235,000 \text{ 円 (A)} + \{(350,000 \text{ 円} - 235,000 \text{ 円 (A)}) \times 20 / 100\} \textcircled{3} = 258,000 \text{ 円}$$

(手取り) (生活費基準額)

$$258,000 \text{ 円} + 15,000 \text{ 円} - 50,000 \text{ 円} = \underline{223,000 \text{ 円}}$$

(生活費基準額) (医療費：※1) (妻の給与収入：※2) (生活費)

(※1) 納付義務者及び納付義務者と生計を一にする配偶者その他親族の年齢・所有資産・収支の状況・職業・健康状態等の個別事情を勘案して、生活の維持のために必要不可欠な支出として生活費基準額を超える支出がある場合や、休業又は失業中等により、1か月を超える期間の資金手当てをしておかなければ生活を維持することができなくなる場合等においては、必要最小限度の範囲内で生活費基準額に加算します。

(※2) 納付義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に、生活費を負担している人がいる場合には、その人が負担すべき金額を生活費基準額から減算します。

(ハ) 「収入見込」欄

申請書を提出する日からおおむね1か月以内に入金予定(※)の事業収入、給与収入、その他の収入金額及びその主な内容(給与収入の場合は支給者の名称・所在地、事業収入の場合は取引先の名称・所在地等)を記載します。

※ 申請書を提出する日から1月以内において、最も資金の手当てが必要になる日までの入金予定として差し支えありません。

(ニ) 「(支出見込) - (収入見込) (C)」欄

支出見込額から収入見込額を控除した金額(マイナスの場合は、0円とします。)を記載し、この欄の金額を「②当面の必要資金額 ((C))」欄に転記します。

ハ 「③現在納付可能金額 (①-②)」欄

「①当座資金額 ((A) + (B))」欄の金額から「②当面の必要資金額 ((C))」欄の金額を差し引いた金額を記載します。

「③現在納付可能金額 (①-②)」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

なお、納付がない場合は、猶予が不許可となる場合がありますので、ご注意ください。

納付の手続については、5ページをご覧ください。

「収支の明細書」の書き方

収支の明細書は、猶予を受けようとする金額が **100万円を超える** 場合に、「換価の猶予申請書」又は「納付の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

申請書を提出する日を記載してください。

年 月	①総収入金額	②総支出金額	③差額(①-②)	備 考
令和元年8月	4,850,000 円	4,615,000 円	235,000 円	
令和元年9月	4,750,000 円	4,662,000 円	88,000 円	
令和元年10月	4,500,000 円	4,390,000 円	110,000 円	
令和元年11月	5,000,000 円	4,735,000 円	265,000 円	
令和元年12月	4,980,000 円	4,580,000 円	400,000 円	Dエレクトロン(株)からの貸付金返済として20万円の臨時的な収入があったため
令和2年1月	4,480,000 円	4,405,000 円	75,000 円	
令和2年2月	5,100,000 円	4,840,000 円	260,000 円	工場設備内の電気設備の定期点検費用として20万円の臨時的な支出があったため
令和2年3月	4,700,000 円	6,730,000 円	▲2,030,000 円	製造用機械の故障による新規購入費用として220万円の臨時的な支出があったため
令和2年4月	4,500,000 円	4,400,000 円	100,000 円	
令和2年5月	4,850,000 円	4,600,000 円	250,000 円	
令和2年6月	4,450,000 円	4,353,000 円	97,000 円	
令和2年7月	4,230,000 円	4,180,000 円	50,000 円	

区 分	見込金額	区 分	見込金額
売上	4,500,000 円	仕入れ	1,500,000 円
	円	給与	1,500,000 円
	円	役員報酬	300,000 円
	円	借入金返済	400,000 円
	円	社会保険料等	500,000 円
	円	諸経費	100,000 円
	円		円
	円		円
	円	生活費(扶養親族 人)	円
① 収入合計	4,500,000 円	② 支出合計	4,300,000 円
③ 納付可能基準額(①-②)	200,000 円		

【備考】

この欄に記載した金額を「7.分割納付年月日及び納付金額」欄の「①納付可能基準額」欄に転記します。

(注) 各欄に記載しきれない場合には、適宜の別紙に記載して提出してください。

4. 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内 容	年 月	金 額
臨時収入	〇〇生命保険からの一時金	令和 2 年 11 月	1,500,000 円
	Dエレクトロン株式会社への貸付金の回収	令和 2 年 12 月	200,000 円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
臨時支出	電子部品用組立て機械の老朽化による改修費用	令和 2 年 8 月	250,000 円
	工場施設内の電気設備の定期点検費用	令和 3 年 2 月	200,000 円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円

5. 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
令和 2 年 9 月	労働保険料	100,000 円	令和 3 年 1 月	固定資産税	50,000 円
令和 2 年 9 月	固定資産税	50,000 円	令和 3 年 3 月	固定資産税	50,000 円
令和 2 年 11 月	消費税	1,580,000 円	令和 3 年 6 月	源泉所得税	50,000 円
令和 3 年 1 月	源泉所得税	70,000 円	令和 年 月		円

6. 家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
代表取締役	年金 太郎	明治 大正 昭和 平成 35 年 6 月 15 日	300,000 円	
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	

7. 分割納付年月日及び分割納付金額

納 付 年 月 日	①納付可能基準額	②季節変動等 に伴う増減額	③臨時の入出金額	④国税等納付額	⑤分割納付金額 (①+②+③-④)
令和 2 年 8 月 31 日	200,000 円	300,000 円	▲250,000 円	円	250,000 円
令和 2 年 9 月 30 日	200,000 円	円	円	150,000 円	50,000 円
令和 2 年 10 月 31 日	200,000 円	▲100,000 円	円	円	100,000 円
令和 2 年 11 月 30 日	200,000 円	300,000 円	1,500,000 円	1,580,000 円	420,000 円
令和 2 年 12 月 31 日	200,000 円	円	200,000 円	円	400,000 円
令和 3 年 1 月 31 日	200,000 円	▲50,000 円	円	120,000 円	30,000 円
令和 3 年 2 月 28 日	200,000 円	300,000 円	▲200,000 円	円	300,000 円
令和 3 年 3 月 31 日	200,000 円	円	円	50,000 円	150,000 円
令和 3 年 4 月 30 日	200,000 円	▲50,000 円	円	円	00,000+延滞金 円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

「3. 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の「③納付可能基準額(①-②)」欄に記載した金額を、この欄に転記します。

「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額」欄については、「換価の猶予申請書」(⇒7ページ)の「納付計画」欄に転記します。

1 「2. 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄

申請書を提出する日の直前1年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額(①－②)」を記載します。

「③差額(①－②)」がマイナスのときは、金額の前に「▲」を付けます。

なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記載します。

【備考欄の記載例】

- ・ 事業用車両の売却代金として30万円の臨時的な収入があったため。
- ・ 製造用機械の故障による修繕費として300万円の臨時的な支出があったため。

※ 月次決算又は毎月の収支計算を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記載して差し支えありません。

2 「3. 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄

猶予期間中における各月の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

(⇒ 11～12ページ「3. 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄をご覧ください。)

3 「4. 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄

今後1年以内における臨時的な収入及び支出について記載します。

「臨時収入」欄

例えば、不要不急資産の売却、新規借入れや貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

内訳	内 容	年 月	金 額
臨時収入	〇〇生命保険からの一時金	令和 2 年 11 月	1,500,000 円
	Dエレクトロン株式会社への貸付金の回収	令和 2 年 12 月	200,000 円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円

「臨時支出」欄

例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入等による臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

臨時支出	電子部品用組立て機械の老朽化による改修費用	令和 2 年 8 月	250,000 円
	工場施設内の電気設備の定期点検費用	令和 3 年 2 月	200,000 円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円
		令和 年 月	円

4

「5. 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄

今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税、地方税、社会保険料等について、その納付すべきこととなる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記載します。

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
令和 2 年 9月	労働保険料	100,000 円	令和 3 年 1月	固定資産税	50,000 円
令和 2 年 9月	固定資産税	50,000 円	令和 3 年 3月	固定資産税	50,000 円
令和 2 年 11月	消費税	1,580,000 円	令和 3 年 6月	源泉所得税	50,000 円
令和 3 年 1月	源泉所得税	70,000 円	令和 年 月		円

※ 月ごとに納付する源泉所得税や社会保険料などは「3.今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」の「支出」欄に記載します。

5

「6. 家族(役員)の状況」欄

○ 納付義務者が法人の場合

全ての役員役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産等を記載します。

【記載例】

6.家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
代表取締役	年金 太郎	明治 大正 昭和 平成 35 年 6 月 15 日	300,000 円	
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	

○ 納付義務者が個人の場合

生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額(専従者給与を受けている場合は、その金額)及び職業・所有財産等を記載します。

【記載例】

6.家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
母	年金 春子	明治 大正 昭和 平成 10 年 11 月 15 日	120,000 円	年金受給者 土地、建物(〇〇市△△町××)
妻	年金 夏子	明治 大正 昭和 平成 40 年 10 月 26 日	180,000 円	事業専従者
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	

「7. 分割納付年月日及び分割納付金額」欄

イ「納付年月日」欄

猶予期間中の納付年月日を記載します。

ロ「①納付可能基準額」欄

「3.今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」欄に記載した金額を転記します。

ハ「②季節変動等に伴う増減額」欄

「2.直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄のほか、例年の収支状況を基に、「3.今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄で算出した「納付可能基準額」と比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

ニ「③臨時的入出金額」欄

「4.今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時的入出金額の合計額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

【事例の場合】

「4.今後1年以内における臨時的な収入及び支出見込金額」欄

(臨時収入)

- ・令和2年11月
〇〇生命保険からの一時金
1,500,000円

- ・令和2年12月
Dエレクトロン株式会社への貸付金の回収
200,000円

(臨時支出)

- ・令和2年8月
電子部品用組立て機械の老朽化による改修費用
250,000円
- ・令和3年2月
工場施設内の電気設備の定期点検費用
200,000円

「③臨時的入出金額」欄

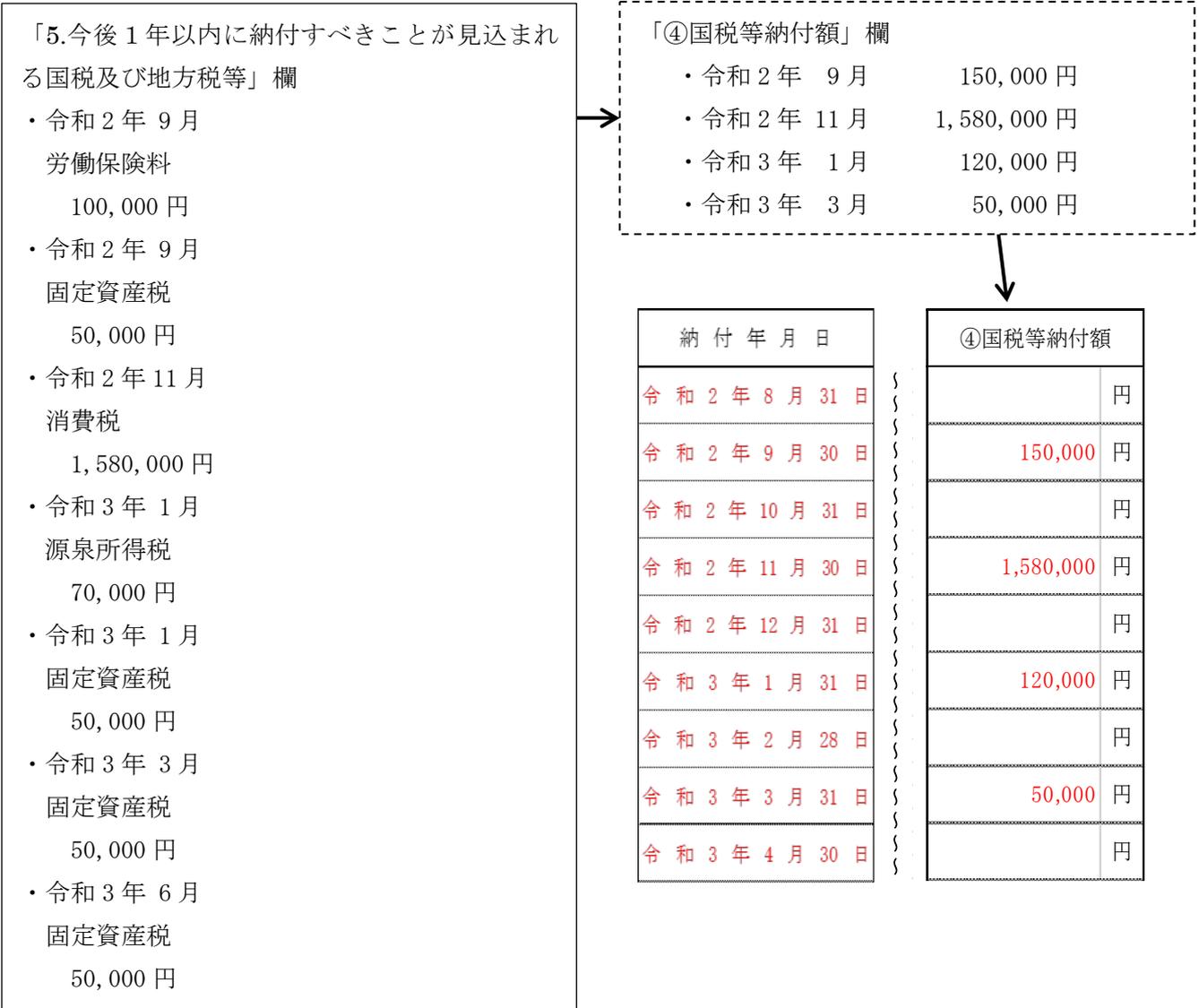
- ・令和2年8月 ▲250,000円
- ・令和2年11月 1,500,000円
- ・令和2年12月 200,000円
- ・令和3年2月 ▲200,000円

納付年月日	③臨時的入出金額
令和2年8月31日	▲250,000円
令和2年9月30日	円
令和2年10月31日	円
令和2年11月30日	1,500,000円
令和2年12月31日	200,000円
令和3年1月31日	円
令和3年2月28日	▲200,000円
令和3年3月31日	円
令和3年4月30日	円

ホ「④国税等納付額」欄

「5.今後1年以内に納付することが見込まれる国税及び地方税等」欄に記載した、納付年月における国税等の納付見込額を転記します。

【事例の場合】



へ「⑤分割納付金額 (①+②+③-④)」欄

各月ごとに、「①納付可能基準額」の金額から、「②季節変動等に伴う増減額」の金額及び「③臨時的入出金額」の金額を加算し、「④国税等納付額」の金額を減算した金額を記載します。

なお、最終の納付年月日の「⑤分割納付金額 (①+②+③-④)」欄には、「〇〇円 (保険料等の残額)+延滞金」と記載します。

Ⅱ 納付の猶予

1 災害等により納付困難となった場合の納付の猶予

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、納付の猶予を受けることができます。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（以下「猶予該当事実」といいます。）があること（納付義務者の責めに帰することができないやむを得ない事由により生じた事実に限ります。）
 - イ 納付義務者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと（※1）
 - ロ 納付義務者（国、地方公共団体及び法人の事業所、事務所以外の事業所、事務所に限るものとし、納付義務者と生計を同一にする親族を含む。）が病気にかかり、又は負傷したこと
 - ハ 納付義務者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - ニ 納付義務者がその事業につき著しい損失を受けたこと（※2）
 - ホ 納付義務者に上記イからニに類する事実があったこと（※3）
- ② 猶予該当事実に基づき、納付義務者がその納付すべき保険料等（納期限を経過した保険料等に限る。）を一時に納付することができないと認められること
- ③ 納付義務者から「納付の猶予申請書」が提出されていること
- ④ 猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※4）

※1 保険料等の納期限前に災害等により財産に相当な損失を受けた場合には、上記のほかに国税通則法第46条第1項の規定による納付の猶予があります。詳しくは、管轄の年金事務所（徴収担当）にお尋ねください。

※2 「事業につき著しい損失を受けた」とは、納付の猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。

※3 「上記イからニに類する事実」のうち、ニ（納付義務者がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

2 届出遅延による遡及保険料等（1年以上経過分）の納付が困難となった場合の納付の猶予

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、納付の猶予を受けることができます。

- ① 納付義務者に、届出が遅延したことにより遡及した月分の保険料等の納付義務が発生し、遡及した各月分の保険料等の法定納期限の翌日から起算して1年を経過した日以後に納入告知書の送達があった場合における当該遡及した月分の保険料等があること
- ② 納付義務者が①の保険料等を一時に納付することができない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合（※1）を除き、納付義務者から①の保険料等の納入告知書記載の納付期限までに「納付の猶予申請書」が提出されていること
- ④ 猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※2）

※1 「やむを得ない理由」とは、震災、風水害等による災害、交通事故等的人為による異常な災害があったことその他納付義務者の責めに帰すことができないと認められるやむを得ない理由をいう。

※2 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒3ページ）と同様です。

2 猶予期間

納付の猶予を受けることができる期間は、1年(※)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて最も早く保険料等を完納することができると思われる期間に限られます。

なお、納付の猶予を受ける金額を、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法によることを、別に定めることがあります。

※ 納付の猶予が許可された後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請により、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

納付の猶予を申請する場合は、次の書類を管轄の年金事務所に提出してください。

猶予を受けようとする金額が <u>100万円以下</u> の場合	猶予を受けようとする金額が <u>100万円を超える</u> 場合
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「納付の猶予申請書」 (書き方は、27～30ページ) ○ 「財産収支状況書」 (書き方は、10～13ページ) ○ 災害等により納付困難となった場合の納付の猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類(※1、2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「納付の猶予申請書」 (書き方は、27～30ページ) ○ 「財産目録」 (書き方は、14～17ページ) ○ 「収支の明細書」 (書き方は、18～23ページ) ○ 災害等により納付困難となった場合の納付の猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類(※1、2) ○ 担保の提供に関する書類 ※ 担保の提供する必要がない、又はすることができない場合(⇒3ページの※4)には、提出は不要です。

※ 「財産収支状況書」、「財産目録」及び「収支の明細書」の提出の際は、その根拠となる資料を提出してください。担保の提供に関する書類については、換価の猶予の申請の場合(⇒4ページ)と同様です。

※1 災害、病気等により納付困難となった場合(1の①イ、ロ又はホ(イ又はロに類する事実に限ります。)に該当する場合)の納付の猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときには、管轄の年金事務所(徴収担当)にご相談ください。

※2 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、管轄の年金事務所(徴収担当)にお尋ねください。

- ① 災害又は盗難のときは、罹災証明書、盗難の被害届の写しなど
- ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
- ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
- ④ 事業について著しい損失を受けたときは、猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間(「調査期間」といいます。)と、調査期間の直前1年間(「基準期間」といいます。)のそれぞれの期間の仮決算書など

5 申請等の審査などの手続

I 換価の猶予の「4 提出された申請書等の審査」から「7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮」まで（⇒ 4～6 ページ）の手続については、納付の猶予の申請があった場合にも同様となります。

「納付の猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が **100万円以下** の場合には、「財産収支状況書」(⇒10ページ)を「納付の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が **100万円を超える** 場合には、「財産収支状況書」に代えて、「財産目録」(⇒14ページ)及び「収支の明細書」(⇒18、19ページ)を添付して提出する必要があります。

納付の猶予申請は、管轄の年金事務所を経由して、地方厚生(支)局長に申請となりますので、管轄する厚生(支)局名を記載してください。

事業所の記号番号、郵便番号、住所(又は所在地)、電話番号及び氏名(又は名称)を記入してください。

申請書を提出する日を記載してください。

納付の猶予の申請をするときに、未納となっている保険料等をすべて記入します。
延滞金については、保険料等の全額を納付していないときは、「要す」と記載します。

納付の猶予申請書

令和 2 年 4 月 20 日

収受印 ○○ 厚生(支)局長 殿

厚生年金保険法第89条、健康保険法第183条及び子ども・子育て支援法第71条第1項(※1)(以下「厚年法第89条等」といいます。)で準用する国税通則法第46条第 2 項第 2 号(第5号の場合、第 号類似)の規定により、以下のとおり納付の猶予を申請します。

申請者	事業所の記号番号	01-アイウ 12345								
	住所(所在地)	〒×××-××××× 東京都杉並区高井戸西○-○-○								
	氏名(名称)	年金土地家屋調査事務所 年金太郎								
電話番号										
納付すべき保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金(※2)	延滞金	滞納処分費	備考	
	31	02.02	02.3.31	48,000	151,000	1,000				
							"	"		
							"	"		
納付すべき保険料等のうち、納付の猶予を受けようとする金額							200,000 円	要す		
納付の猶予を受けようとする期間		令和 2 年 4 月 20 日 から 令和 2 年 8 月 31 日 まで 5 月間								
猶予該当事実の詳細		令和○年○月に交通事故に遭い、同月から令和○年○月まで○○病院に入院し、その後も通院している。								
一時に納付することができない事情の詳細		○○病院の治療費及び入院費として52万円支払っている。○○生命保険から保険金32万円を受領している。								
担保		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		担保財産の詳細 又は 提供できない特別の事情						
納付計画	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額				
	2.4.30	45,000 円	2.8.31	20000+延滞金 円						
	2.5.31	30,000 円								
	2.6.30	45,000 円								
	2.7.31	60,000 円								

※1 平成27年3月以前の月分の拠出金については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第36条による改正前の児童手当法第22条第1項。
※2 平成27年3月以前の月分の拠出金については、児童手当拠出金。

※年金事務所記入欄				添付する書類欄			
整理簿登記年月日	令和	年	月 日	<input checked="" type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類	<input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書		
通知書発出年月日	令和	年	月 日	<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明細書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類	
オンライン入力日	令和	年	月 日	<input type="checkbox"/> その他 ()			

「財産収支状況書」(⇒10ページ)の「4 分割納付計画」欄から転記します。
※猶予を受けようとする金額が 100万円を超える場合には、「収支の明細書」(⇒19ページ)の「7 分割納付年月及び納付金額」欄から転記します。

1 「国税通則法第 46 条第 項第 号（第 5 号の場合、第 号類似）の規定により、以下のとおり納付の猶予を申請します。」欄

下線部に適用条項を記入します。提供条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに異なります。

震災等により納付困難となった場合の納付の猶予	納付義務者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	国税通則法 第 46 条第 2 項第 1 号
	納付義務者（国、地方公共団体及び法人の事業所、事務所以外の事業所、事務所に限るものとし、納付義務者と生計を同一にする親族を含む。）が病気にかかり、又は負傷したこと	国税通則法 第 46 条第 2 項第 2 号
	納付義務者がその事業を廃止又は休止したこと	国税通則法 第 46 条第 2 項第 3 号
	納付義務者がその事業につき著しい損失を受けたこと	国税通則法 第 46 条第 2 項第 4 号
	納付義務者に上記 4 つの猶予該当事実のいずれかに類する事実があったこと	国税通則法 第 46 条第 2 項第 5 号 (第 5 号の場合、第●号類似) ※
届出遅延による遡及保険料等（1 年以上経過分）の納付が困難となった場合の納付の猶予	国税通則法 第 46 条第 3 項	

※ 「第●号類似」の「●」には、1から4の類似する号数を記載します。

- ・ 納付義務者に災害、盗難又は病気、負傷に類する事実があったこと（第 1 号類似）
- ・ 納付義務者と生計を一にしない親族及び納付義務者と親族と同視できる特殊の関係にある者で納付義務者と生計を一にする者が病気にかかり又は負傷したこと等（第 2 号類似）
- ・ 納付義務者にその事業の休止又は廃止に類する事実があったこと（第 3 号類似）
- ・ 納付義務者に事業上の著しい損失に類する事実があったこと（第 4 号類似）

2 「納付すべき保険料等のうち、納付の猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき保険料等」の合計額から「財産収支状況書」（⇒10 ページ）の「2.現在納付可能金額」欄の「現在納付可能金額」を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「財産目録」（⇒14 ページ）の「3.現在納付可能金額」欄の「③現在納付可能金額（①－②）」を差し引いた金額を記載します。

なお、震災等により納付困難となった場合の納付の猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納付義務者が支出し、又は損失を受けた金額が、猶予を認められる限度額となります。

また、受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合にはその金額を、猶予該当事実があったことにより納付義務者が支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

【記載例】

$$\begin{array}{rclcl}
 250,000 \text{ 円} & - & 50,000 \text{ 円} & = & 200,000 \text{ 円 (①)} \\
 \text{(納付すべき保険料等)} & & \text{(現在納付可能金額)} & & \text{(納付を困難とする金額)} \\
 \\
 620,000 \text{ 円} & - & 320,000 \text{ 円} & = & 300,000 \text{ 円 (②)} \\
 \text{(治療費及び入院費)} & & \text{(受領した保険金)} & & \text{(猶予該当事実があったことによる支出又は損失)} \\
 \\
 300,000 \text{ 円 (②)} & > & 200,000 \text{ 円 (①)} & & \\
 \text{(猶予該当事実があったことによる支出又は損失)} & & \text{(納付を困難とする金額)} & & \\
 \\
 & \Rightarrow & \underline{200,000 \text{ 円 (この欄に記載する金額)}} & &
 \end{array}$$

(注) 「納付を困難とする金額」の方が「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額を納付の猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します。

3 「猶予該当事実の詳細」欄

災害等により納付困難となった場合の納付の猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記載します。届出遅延による遡及保険料等（1年以上経過分）の納付が困難となった場合の納付の猶予の申請をする場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由（※）により猶予を受けようとする保険料等の納期限後の申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

※ この場合の「やむを得ない理由」とは、災害や交通事故等の納付義務者の責めに帰することができない理由をいいます。

「一時に納付することができない事情の詳細」欄

猶予該当事実があったことにより、納付義務者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの要因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

【記載例】

猶予該当事実の種類	「猶予該当事実の詳細」欄	「一時に納付することができない事情の詳細」欄
災害等	令和元年9月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。	店舗の床上浸水のため、復旧から営業を再開するまで〇日間を要した。そのため、その間の売上利益が〇万円減少している。
病気・負傷	令和元年9月に交通事故に遭い、同月から3か月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。	〇〇病院の治療費及び入院費として、令和元年9月から令和2年2月まで合計89万円を支払っている。なお、〇〇生命保険会社から保険金26万円を受領している。

事業の休廃止	近隣に大型店舗が進出したことにより、令和元年1月から9月までの売上が前年比70%減となるなど業績が著しく悪化したため、令和元年10月に従業員を全員解雇し、衣料品販売業を廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことにより67万円の損失が生じるとともに、従業員3人を解雇した際に退職金合計135万円を支払っている。
事業上の著しい損失	平成31年3月期は250万円の利益があったが、令和元年6月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、令和2年3月期は150万円の損失となってしまった。	令和2年3月期の損失150万円のうち、平成31年3月期の利益金額250万円の2分の1の金額125万円を超える部分である25万円について、事業上の著しい損失が生じている。
届出遅延による遡及保険料等（1年以上経過分）の発生した場合		納入告知額のうち、法定納期限から1年以上経過した月分にかかる保険料30万円であり、そのうち納期限までに納付できる金額は5万円のため、残額25万円については、一時に納付することができない。

4 「猶予期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

- ※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。
- ・ 申請書を提出する日が猶予を受けようとする保険料等の納期限よりも前である場合には、納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
 - ・ 災害等のやむを得ない事情により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

5 「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

この欄の記載方法については、「換価の猶予申請書」の「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄の記載方法の説明（⇒8、9ページ）と同様です。